

2026 年 2 月 21 日（土）

障害福祉と医療の連携に関する研究成果報告会

基調講演「障害福祉分野における合理的配慮の進展と医療への期待」

東洋英和女学院大学名誉教授 石渡和実

1. 障害者権利条約と合理的配慮

2006 年 12 月 13 日、国連で障害者権利条約が採択された。その過程では、「Nothing about us, without us！（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）」というフレーズが合言葉のように飛び交った。障害のある人達が議論をリードし、当事者主体で作上げられた条約で、「他の者との平等を基礎として」という言葉が 30 回以上も登場する。生活のあらゆる場面で、人生のあらゆる段階で、「他の者」、すなわち障害がない人と平等の権利を保障する。そのために、障害ゆえに困難なことに対しては、場面や個人に応じて必要な手助けや支援を提供する、「合理的配慮（reasonable accommodation）」を求めている。

条約を批准するために、2013 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、共生社会の実現がめざされている。この法律では「差別」を、「不当な差別的取扱」と「合理的配慮の不提供」とに分けている。そして、合理的配慮とは場面や障害の状況などによって変わってくるので、その時々、一人ひとりのニーズに応じた柔軟な対応が必要だということが強調されている。

2. 合理的配慮と建設的対話

そこで、障害がある人は、今、どのような配慮やサービスが必要かを率直に伝え、提供する側は、その求めにどれだけ応じられるかを、やはり率直に返していくことが必要となる。「できません」と最初から否定するのではなく、「ここまでならできる」など、誠意を示すことが大切である。その返答を踏まえ、今までの自分の体験などから、「こうしてほしいが可能か」と障害者側も返していく。これが「建設的対話」であり、言わば「落としどころを探る」ということにもなるが、相互の理解、コミュニケーションを深めることが重要となる。

しかし、このような「歩み寄る場」をもつこともなく、障害者差別が行われているのが現実であり、自分達には対応できないからと、「たらい回し」にされることも多い。

3. 医療・福祉における差別解消へ向けて

このような状況を改善するために、内閣府に「つなぐ窓口」が 2023 年 10 月に設置された。ここに寄せられた相談では、これまでの全 3421 件のうち「医療・福祉」が 662 件と約 2 割を占める（2025 年 11 月時点）。障害別では精神障害者が 240 件と多く、次いで肢体不自由（71 件）、発達障害（54 件）となっている。「精神障害と言っただけで診療を拒否された」などの訴えは未だに多く、建設的対話の重要性を再認識させられる。

本研究では、受診にあたって必要な情報を集約した「情報伝達フォーマット」を作成し、医療と福祉とが連携して、どのような配慮・対応への工夫が求められるか、という障害種別のマニュアルも検討中である。まさに、「建設的対話」を進めるために不可欠なツールであり、これまでの成果を確認し、課題を整理して、研究の更なる進展を期待したい。